

○国土交通省告示第千三百五十一号

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第二条第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十年十一月十七日

国土交通大臣 金子 一義

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件

〔改正 令和六年八月一日 国土交通省告示第千五十九号〕

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第二条第一項の規定に基づき、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第十二条第二項に規定する建築物の昇降機以外の建築設備の点検（以下この項において「点検」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準は、次の各号に掲げる点検の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の六の表（二）項に規定する建築設備検査員が行うべき点検 別表第一から別表第四までの（い）欄に掲げる項目に応じ、それぞれこれらの表の（ろ）欄に掲げる事項ごとに定めるこれらの表の（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果がこれらの表の（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを

判定することとする。

二 一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法施行規則第六条の六の表(三)項に規定する防火設備検査員が行うべき点検 別表第五の(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項ごとに定める同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

別表第一 換気設備

第一 建築 基準 法 (昭和 二十 五年 法律 第二 百一 号) 第二				
(三)	(二)	(一)		
			機械換気設備	(い) 点検項目
観 覧 〴〵 の 外 含 む 。 設 備 を			機械換気設備 (中央 管理 方 式 の 空 気 調 和	
風道の取付け	況 〴〵 の 取 付 け の 状 況	各居室の給気口及び排気口	給気機の外気取入口及び排気機の排気口	(ろ) 点検事項
目視等又は触診によ	り確認する。	目視等又は触診によ	り確認する。	(は) 点検方法
風道の接続部に損傷	と。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があるこ	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があるこ	(に) 判定基準

第十八条第二項の規定に基づき換気設備が設けられた居室

(六)	(五)	(四)	
-----	-----	-----	--

気調和式の空調管理方	(中央)	気設備	機械換	
おける制御及	中央管理室に	状況	給気機又は排気機の作動の	の状況
制御及び作動の状況	中央管理室において	り確認する。	目視等又は聴診により確認する。	り確認する。
制御又は作動の状況	中央管理室において	こと。	運転中に異常な音又は異常な振動があること。	があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。
			こと。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。

(九)	(八)	(七)	
空気調	備和設 の外観	気調 び配管	の空 機器及
空気調和設備	状況 化及び損傷の 及び配管の劣 空気調和設備		の主要 和設備
目視等又は聴診によ	る。 目視等により確認す		の設置の状況 空気調和設備
運転中に異常な音又	と。 著しい腐食があるこ 管に変形、破損又は配 空気調和機器又は配		管理 方式
			中央 空気調
			含む。 の性 能
			設備を 監視の状況 び作動状態の を確認する。
			を確認できないこ と。 取付けが堅固でない こと又は著しい腐食 、損傷等があるこ と。

	二 換気 設備 を設 ける べき 調理 室等	
	(一)	(二)
和設備 の主要 機器の 性能	自然換気設備 及び機械換気 設備	
の運転の状況	排気筒、排気 フード及び煙 突の取付けの 状況	給気口、給気 筒、排気口、 排気筒、排気 フード及び煙 突の設置の状 況
り確認する。	目視等又は触診によ り確認する。	目視等又は触診によ り確認する。
は異常な振動がある こと。	取付けが堅固でない こと又は著しい腐食 、損傷等があるこ と。	鳥の巣等により給排 気が妨げられている こと。

三			
(一)	(五)	(四)	(三)
防火ダンパー	機械換気設備		
防火ダンパー	給気機又は排気機の作動の状況	給気機又は排気機の設置の状況	排気筒及び煙突の断熱の状況
目視等又は触診による	目視等又は聴診により確認する。	目視等又は触診により確認する。	目視等又は触診により確認する。
平成十二年建設省告	運転中に異常な音又は異常な振動があること。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	断熱材に脱落又は損傷があること。

設 け	備 が	気 設	き 換	基 づ	定 に	の 規	三 項	は 第	項 又	第 二	八 条	二 十	法 第	基 準	建 築
				(四)				(三)				(二)			
等（外壁の開 口部で延焼の おそれのある 部分に設ける ものを除く。															
防火ダンパー の温度ヒューズ				防火ダンパー の劣化及び損 傷の状況			防火ダンパー の作動の状況			の取付けの状 況					
目視等により確認す る。				目視等又は触診によ り確認する。			作動の状況を確認す る。			り確認する。					
適正な溶解温度の温 度ヒューズを使用し ていないこと。				防火ダンパー本体に 破損又は著しい腐食 があること。			ダンパーが円滑に作 動しないこと。			示第千三百七十六号 第一の規定に適合し ないこと又は著しい 腐食があること。					

		られ た居 室等
		(五)
三項(五)	前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等の方法で実施した点検等の記録	連動型防火ダ ンパーの煙感 知器、熱煙複 合式感知器及 び熱感知器と の連動の状況
一項(一)、(三)、(四)及び(六)から(八)まで	前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。
		感知器と連動して作動しないこと。

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することですら足りる。

別表第二 排煙設備

建築	一	
	(一)	
機	排煙	(い) 点検項目
の外観	排煙機	
の状況	排煙機の設置	(ろ) 点検事項
する方法	目視又はこれに類する方法（以下「目視	(は) 点検方法
堅固でないこと又は	基礎架台の取付けが	(に) 判定基準

一項(二)	
点検の記録	査員（以下「一級建築士等」という。）が実施した
点検等の記録	前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

三 項	条 第	十 三	百 二	） 第	八 号	三 十	三 百	令 第	年 政	十 五	和 二	（ 昭	行 令	法 施	基 準
		(五)			(四)			(三)			(二)				

				排煙機 の性能											
	作 動 の 状 況	の 状 況	排 煙 口 の 開 放 と の 連 動 起 動		排 煙 出 口 の 周 囲 の 状 況	排 煙 風 道 と の 接 続 の 状 況									
	聴 診 又 は 触 診 に よ り 確 認 す る。		作 動 の 状 況 を 確 認 す る。		目 視 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 に よ り 確 認 す る。									等 」 と い う 。） に よ り 確 認 す る。
	排 煙 機 の 運 転 中 の 電 動 機 又 は 送 風 機 に 異 常 な 音 又 は 異 常 な 振		排 煙 口 と 連 動 し て 排 煙 機 が 作 動 し な い こ と。		煙 の 排 出 を 妨 げ る 障 害 物 が あ る こ と。	接 続 部 に 破 損 又 は 変 形 が あ る こ と。									著 し い 腐 食 が あ る こ と。

規定	項に	第一	の二	六条	二十	第百	同令	室、	は付	室又	階段	する	規定	号に	第二
			(八)					(七)					(六)		
			口 排煙												
			口の外の煙設備												
			排煙口の周囲の状況					中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					電源を必要とする排煙機による作動の状況		
			目視等により確認する。					中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。					予備電源により作動の状況を確認する。		
			排煙口の周囲に開放を妨げる障害物があること。					中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。					予備電源により作動しないこと。		動があること。

等 居室 する

(十二)	(十一)	(十)	(九)
------	------	-----	-----

能 口 の 性 の 排 煙 煙 設 備 機 械 排		観	
排煙口の開放 の状況	状況	手動開放装置 の周囲の状況	排煙口の取付 けの状況
目視等又は聴診によ り確認する。	作動の状況を確認す る。	目視等により確認す る。	目視等により確認す る。
常時閉鎖状態を保持 し開放時気流により 閉鎖すること又は著 しい振動があるこ	排煙口の開放が手動 開放装置と連動して いないこと。	周囲に障害物があり 操作できないこと。	取付けが堅固でない こと又は著しい腐食 、損傷等があるこ と。

(十六)	(十五)	(十四)	(十三)	
	排煙風道			
隠蔽部	風道（の排煙設備			
排煙風道の取	状況 排煙風道の劣 化及び損傷の	煙感知器によ る作動の状況	中央管理室に おける制御及 び作動状態の 監視の状況	
目視等又は触診によ	る。 目視等により確認す	る。 発煙試験器等により 作動の状況を確認す	を確認する。 中央管理室において 制御及び作動の状況	
接続部及び吊りボ	あること。 排煙風道に変形、破 損又は著しい腐食が	放しないこと。 排煙口が連動して開	と。 中央管理室において 制御又は作動の状況 を確認できないこ	と。

	(十七)
分及び埋設部分を除く。	
付けの状況	防煙壁の貫通措置の状況
り確認する。	目視等により確認する。
トの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	建築基準法施行令第百二十六条の三第一項第七号の規定に適合しないこと。ただし、同令第二百二十八条の七第一項、第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の二第二項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安

<p>排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況</p>	
<p>目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。</p>	
<p>断熱材に脱落又は損傷があること又は建築基準法施行令第百二十六条の三第一項第七号で準用する同令第百十五条第一項第三号イ（２）の規定に適合しないこと。ただし、同令第百二十八条の七第一</p>	<p>全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。</p>

(二十)	(十九)	
------	------	--

部 で 延	の 開 口	(外 壁	ン パ ー	防 火 ダ ン パ ー	
防 火 ダ ン パ ー		況	の 取 付 け の 状	防 火 ダ ン パ ー	
作 動 の 状 況 を 確 認 す			り 確 認 す る 。	目 視 等 又 は 触 診 に よ	
ダ ン パ ー が 円 滑 に 作			こ と 。	取 付 け が 堅 固 で な い	項、第二百二十九条第 一項又は第二百二十九 条の二第一項の規定 が適用され、かつ、 区画避難安全性能、 階避難安全性能又は 全館避難安全性能に 影響を及ぼす修繕等 が行われていない場 合を除く。

(二十四)		(二十三)	(二十二)	(二十一)	
設備	排煙	造の	な構	特殊	
び給気	煙口及	排煙設	構造の	特殊な	焼のお
気口の取付け	排煙口及び給	状況	気口の周囲の	排煙口及び給	の作動の状況
る。	目視等により確認す	る。	目視等により確認す	目視等又は触診によ	る。
こと又は著しい腐食	取付けが堅固でない	ること。	周囲に排煙又は給気	防火ダンパー本体に	動しないこと。

(二十八)	(二十七)	(二十六)	(二十五)	
-------	-------	-------	-------	--

特殊な	性能	煙口の	備の排	排煙設	構造の	特殊な	観	口の外
給気風道の劣	煙感知器による作動の状況		監視の状況	び作動状態の	おける制御及	中央管理室に	手動開放装置の周囲の状況	の状況
目視等により確認す	発煙試験器等により作動の状況を確認する。			を確認する。	制御及び作動の状況	中央管理室において	目視等により確認する。	
給気風道に変形、破	排煙口が連動して開放しないこと。			と。	制御又は作動の状況	中央管理室において	周囲に障害物があり操作できないこと。	、損傷等があること。

(三十)	(二十九)
------	-------

(三十)	(二十九)
防煙壁の貫通 措置の状況	給気風道の取 付けの状況
目視等により確認す る。	目視等又は触診によ り確認する。
建築基準法施行令第 百二十六条の三第一 項第七号の規定に適 合しないこと。ただ し、同令第二百十八 条の七第一項、第百 二十九条第一項又は	損又は著しい腐食が あること。

(三十二)	(三十一)	
-------	-------	--

機の外	給気送風	備の給	排煙設	構造の	特殊な	
給気風道との				設置の状況	給気送風機の	
目視等により確認す				り確認する。	目視等又は触診によ	
接続部に空気漏れ、		があること。	著しい腐食、損傷等	堅固でないこと又は	基礎架台の取付けが	第二百二十九条の二第 一項の規定が適用さ れ、かつ、区画避難 安全性能、階避難安 全性能又は全館避難 安全性能に影響を及 ぼす修繕等が行われ ていない場合を除 く。

		(三十三)	
能 機 の 性	気 送 風	備 の 給	排 煙 設 置 の 状 況
		特 殊 な 構 造 の 排 煙 口 の 開 放 と 連 動 起 動 の 状 況	観 測 の 状 況
		作 動 の 状 況 を 確 認 す る。	接 続 の 状 況 を 確 認 す る。
能に影響を及ぼす修		又は全館避難安全性 能、階避難安全性 能、区画避難安全性 規定が適用され、か つ、区画避難安全性 能、階避難安全性 能又は全館避難安全性 能に影響を及ぼす修	破損又は変形がある こと。

(三十六)	(三十五)	(三十四)	
-------	-------	-------	--

中央管理室における制御及	電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	作動の状況	
中央管理室において制御及び作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	聴診又は触診により確認する。	
中央管理室において制御又は作動の状況	予備電源により作動しないこと。	送風機の運転中の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	繕等が行われていない場合を除く。

行 令	法 施	基 準	建 築	二			
(二)				(一)		(三十七)	
気 口	排 煙 口 及 び 給	付 室 に 設 け る	の 階 段 室 又 は	特 別 避 難 階 段		特 殊 な 構 造 の 排 煙 設 備 の 給 気 送 風 機 の 吸 込 口	
給 気 口 の 周 囲		の 作 動 の 状 況	口 及 び 給 気 口	排 煙 機、 排 煙		吸 込 口 の 周 囲 の 状 況	び 作 動 状 態 の 監 視 の 状 況
目 視 等 に よ り 確 認 す			る。	作 動 の 状 況 を 確 認 す		目 視 等 に よ り 確 認 す る。	を 確 認 す る。
周 囲 に 給 気 を 妨 げ る			こ と。	連 動 し て 作 動 し な い		周 囲 に 給 気 を 妨 げ る 障 害 物 が あ る こ と。	を 確 認 で き な い こ と。

第百二十三条 第三項 第二号 に規定する階段又は付室

(六)	(五)	(四)	(三)
	給気口の外観	く。 を 除 設 部 分 及 び 埋 設 部 分	加 圧 防 排 煙 道 （ 隠 蔽 部 分 及 び 埋 設 部 分
給気口の取付	給気口の周囲の状況	排煙風道の取付けの状況	排煙風道の劣化及び損傷の状況
目視等により確認する	目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。
取付けが堅固でない	周囲に給気を妨げる障害物があること。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。

(九)	(八)	(七)	
-----	-----	-----	--

給気口の性能			
給気口の開放の状況	給気口の手動開放装置による開放の状況	給気口の手動開放装置の設置の状況	けの状況
目視等又は聴診により確認する。	作動の状況を確認する。	目視等により確認する。	る。
開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。	手動開放装置と連動して給気口が開放していないこと。	周囲に障害物があり操作できないこと。	こと又は著しい腐食、損傷等があること。

(十二)	(十一)	(十)
------	------	-----

外観	給気送風機の設置の状況	埋設部分を除く。	分及び埋設部分を除く。	給気風道（隠ぺい部）	給気風道
	給気送風機の設置の状況	給気風道の取付けの状況	給気風道の取付けの状況	状況	給気風道の劣化及び損傷の状況
	目視等又は触診により確認する。	目視等又は触診により確認する。	目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。
があること。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	と。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	あること。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。

(十七)	(十六)	(十五)	
------	------	------	--

中央管理室に	電源を必要とする給気送風機・排煙機の予備電源による作動の状況	給気送風機 の 作動の状況	
中央管理室において	予備電源により作動の状況を確認する。	聴診又は触診により確認する。	
中央管理室において	予備電源により作動しないこと。	送風機の運転中の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

(二十)	(十九)	(十八)	
------	------	------	--

外観	空気逃し口の状況	吸込口	給気送風機の状況	
空気逃し口の取付けの状況	空気逃し口の周囲の状況	吸込口の周囲の状況	給気送風機の周囲の状況	おける制御及び作動状態の監視の状況
目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	制御及び作動の状況を確認する。
取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	制御又は作動の状況を確認できないこと。

(二十四)	(二十三)	(二十二)	(二十一)
-------	-------	-------	-------

圧力調	の外観	圧力調整装置	性能
圧力調整装置	圧力調整装置の取付けの状況	圧力調整装置の周囲の状況	空気逃し口の作動の状況
目視等により確認す	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。
扉の閉鎖と連動して	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。	給気口と連動して空気逃し口が開放しないこと。

三	建築	基準	法施	行令	第二百	十六	の二	第一	項に	規定	する
	(一)	(二)	(三)	(四)							
	可動防煙壁										整装置 の性能
	の作動の状況	手動降下装置 の作動の状況	手動降下装置 による連動の 状況	煙感知器によ る連動の状況	可動防煙壁の 防煙区画						
	る。	作動の状況を確認す る。	作動の状況を確認す る。	作動の状況を確認す る。	目視等により確認す る。						
	開放しないこと。	片手で容易に操作で きないこと。	連動して作動しない こと。	連動して作動しない こと。	脱落又は欠損があり 煙の流動を妨げる効 果がないこと。						

		電 予 四 源 備 四	等 居 室 室
(二)	(一)	(五)	
		置 電 用 自 装 装 発 家	
		状 置 自 況 等 家 の の 用 装 装 用	
発電機及び原 動機の状態	自家用発電機 室の防火区画 等の貫通措置 の状況	中央管理室に おける制御及 び作動状態の 監視の状況	
目視等又は触診によ り確認する。	目視等により確認す る。	中央管理室において 制御及び作動の状況 を確認する。	
端子部の締め付けが 堅固でないこと、計 器若しくは制御盤の 表示ランプ等に破損 があること又は原動	建築基準法施行令第 百十二条第二十項の 規定に適合しないこ と。	中央管理室において 制御又は作動の状況 を確認できないこ と。	

(四)	(三)	
-----	-----	--

始動用の空気槽の圧力	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	
圧力計を目視等により確認する。	目視等により確認する。	
空気槽の自動充気圧力が、高圧側で二・二から二・九メガパスカル、低圧側で〇	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく三十分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。	機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。

(六)	(五)
-----	-----

況 水の漏洩の状 燃料及び冷却	セル始動用蓄 電池及び電気 ケーブルの接 続の状況	目視等により確認す る。	目視等により確認す るとともに、蓄電池 電圧を電圧計により 測定する。	配管の接続部等に漏 洩等があること。	電圧が定格電圧以下 であること、電解液 量が機器に表示され た適正量より少ない こと又は液漏れ等が あること、電気ケー ブルとの接続部に緩 み等があること。	・七から一・〇メガ パスカルの範囲にな いこと。
-----------------------	------------------------------------	-----------------	--	-----------------------	---	--------------------------------

(九)	(八)	(七)
-----	-----	-----

自家発電機室 の給排気の状態	自家用発電装置の取付けの状況	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況
室内の温度を温度計により測定すると	目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。
給排気が十分でなく室内温度が摂氏四十	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。

(十二)	(十一)	(十)	
------	------	-----	--

能 置 の 性	発 電 装	自 家 用	
始 動 の 状 況	の 状 況	電 源 の 切 替 え	接 地 線 の 接 続 の 状 況
作 動 の 状 況 を 確 認 す る。	作 動 の 状 況 を 確 認 す る。	作 動 の 状 況 を 確 認 す る。	目 視 等 に よ り 確 認 す る。
空 気 始 動 及 び セ ル 始 動 に よ り 作 動 し な い こ と 又 は 電 圧 が 始 動	予 備 電 源 へ の 切 り 替 え が で き な い こ と。	予 備 電 源 へ の 切 り 替 え が で き な い こ と。	接 続 端 子 部 に 緩 み 又 は 著 し い 腐 食 が あ る こ と。
			況（屋内に設 置されている 場合に限る。 ） もに、作動の状況を 確認する。 度を超えていること 又は給排気ファンが 単独で若しくは発電 機と連動して運転で きないこと。

(十五)	(十四)	(十三)	
------	------	------	--

コンプレッサ 、燃料ポン プ、冷却水ポ ンプ等の補機	排気の状態	運転の状態	
作動の状態を確認す る。	目視等により確認す る。	目視等、聴診又は触 診により確認する。	
運転中に異常な音、 異常な振動等がある こと。	排気管、消音器等の 変形、損傷、き裂等 による排気漏れがあ ること。	運転中に異常な音、 異常な振動等がある こと。	から四十秒以内に確 立しないこと。

	(十七)	(十六)	
		直結 エン ジン	
		直結エ ンジン の外観	
	燃料油、潤滑 油及び冷却水 の状況	直結エンジン の設置の状況	類の作動の状 況
	目視等により確認す る。	目視等又は触診によ り確認する。	
	燃料タンク若しくは 冷却水槽の貯蔵量が 足りず三十分間以上 運転できないこと又 は潤滑油が機器に表 示された適正な範囲 内でないこと。	据付けが堅固でない こと、アンカーボル ト等に著しい腐食が あること又は換気が 十分でないこと。	

(十九)	(十八)
------	------

計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況
目視等により確認する。	目視等により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。
制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は液漏れ等があること、電気ケーブルとの接続部に緩み等があること。

(二十三)	(二十二)	(二十一)	(二十)
-------	-------	-------	------

直結 エンジン			
始動及び停止 並びに運転の	接地線の接続 の状況	Vベルト	給気部及び排 気管の取付け の状況
目視等、聴診又は触 診により確認する。	目視等により確認す る。	目視等又は触診によ り確認する。	目視等により確認す る。
正常に作動若しくは 停止できないこと、	接続端子部に緩み又 は著しい腐食がある こと。	ベルトに損傷若しく はき裂があること又 はたわみが大きいこ と。	変形、損傷、き裂等 があること。

			の性能	状況		排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと又は運転中に異常な音、異常な振動等があること。
、 (は)欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することです。	<p>次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には</p>	<p>一項(十四)及び(二十七)</p> <p>前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等の方法で実施した点検等の記録</p>	<p>一項(二)から(十一)まで、(十三)、(十五)、(十六)及び(二十)、二項(一)か</p> <p>前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録</p>			

別表第三 非常用の照明装置

器具	照明	一	
		(一)	
器具	非常用の照明		(い) 点検項目
ンプ等	使用電球、ラ		(ろ) 点検事項
り確認する。	目視又はこれに類する 方法（以下「目視 等」という。）によ		(は) 点検方法
適合しないこと。	第一第一号の規定に		(に) 判定基準
	昭 和 四 十 五 年 建 設 省 告 示 第 千 八 百 三 十 号		

ら(八)まで、(十)、(十一)、(十三)から
 (十七)まで及び(十九)から(二十一)ま
 で、三項(二)から(五)並びに四項(二)
 から(七)まで及び(九)から(十五)まで

二 電池 内蔵 形の 蓄電 池、 電源 別置 形の 蓄電 池及 び自 家用 発電 装置	(一)
(二)	予備電源
配線	予備電源への 切替え及び器 具の点灯の状 況
配電管等の防 火区画の貫通 措置の状況（ 隠蔽部分及び 埋設部分を除 く。）	作動の状況を確認す る。ただし、自動検 査機能を有するもの にあつては、自動検 査機能による検査終 了後における表示等 により確認すること で足りる。
目視等又は触診によ り確認するとともに 、必要に応じて鋼製 巻尺等により測定す る。	昭和四十五年建設省 告示第千八百三十号 第三第二号の規定に 適合しないこと。
建築基準法施行令第 百十二条第二十項の 規定に適合しないこ と。	昭和四十五年建設省 告示第千八百三十号 第三第二号の規定に 適合しないこと。

形の内蔵電池	装置発電家用及び蓄電池	形の別置電源
(一)	(二)	(一)
充電ランプ	切替回路	
充電ランプの点灯の状況	蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況
目視等により確認する。	作動までの時間を確認する。	作動の状況を確認する。
点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三の規定に適合しないこと。

池蓄電形別置電源五				池蓄電
(四)	(三)	(二)	(一)	
			池蓄電	
充電器			況等の状	蓄電池
火区画等の貫	充電器室の防	蓄電池の設置の状況	火区画等の貫通措置の状況	蓄電池室の防
目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	室内の温度を温度計により測定する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。
建築基準法施行令第百十二条第二十項の	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。	室温が摂氏四十度を超えていること。	建築基準法施行令第百十二条第二十項の規定に適合しないこと。	建築基準法施行令第百十二条第二十項の

六 自家用発電装置			
(二)	(一)	(五)	
自家用発電装置			
自家用発電装置の状況			
発電機及び原動機の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	キュービクルの取付けの状況	通措置の状況
目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	
端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動	建築基準法施行令第百十二条第二十項の規定に適合しないこと。	取付けが堅固でないこと。	規定に適合しないこと。

(四)	(三)	

始動用の空気槽の圧力	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	
圧力計を目視等により確認するとともに、聴診により確認する。	目視等により確認する。	
空気槽の自動充気圧力が、高圧側で二・二から二・九メガパスカル、低圧側で〇	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく三十分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。	機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。

(六)	(五)
-----	-----

況 水の漏洩の状 燃料及び冷却	セル始動用蓄 電池及び電気 ケーブルの接 続の状況	目視等により確認す る。	目視等により確認す るとともに、蓄電池 電圧を電圧計により 測定する。	・七から一・〇メガ パスカルの範囲にな いこと。 電圧が定格電圧以下 であること、電解液 量が機器に表示され た適正量より少ない こと又は液漏れ等が あること、電気ケー ブルとの接続部に緩 み等があること。 配管の接続部等に漏 洩等があること。
-----------------------	------------------------------------	-----------------	--	--

(九)	(八)	(七)
-----	-----	-----

自家発電機室の給排気の状態	自家用発電装置の取付けの状況	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況
室内の温度を温度計により測定すると	目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。
給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。

(十二)	(十一)	(十)	
------	------	-----	--

能置の性	発電装	自家用	
始動の状況	電源の切替えの状況	電源の切替え	接地線の接続の状況
作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	目視等により確認する。
空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動	予備電源への切替えができないこと。	予備電源への切替え	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。
			四十度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。
			況（屋内に設置されている場合に限る。）
			もに、作動の状況を確認する。

(十五)	(十四)	(十三)	
------	------	------	--

コンプレッサ 、燃料ポン プ、冷却水ポ ンプ等の補機	排気の状態	運転の状態	
作動の状態を確認す る。	目視等により確認す る。	目視等又は聴診によ り確認する。	
運転中に異常な音、 異常な振動等がある こと。	排気管、消音器等の 変形、損傷、亀裂等 による排気漏れがあ ること。	運転中に異常な音、 異常な振動等がある こと。	から四十秒以内に確 立しないこと。

別表第四 給水設備及び排水設備

配用の飲料	
(一)	
埋設部分を除く飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び	(い) 点検項目
び漏水の状況及び配管の腐食	(ろ) 点検事項
目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	(は) 点検方法
配管に腐食又は漏水があること。	(に) 判定基準

五項(二)及び(三)並びに六項(二)から(七)まで及び(九)から(十)五までについては、前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(は)欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することとする。	
	類の作動の状況

設備配管水の飲料二			設備排水及び設備
(三)	(二)	(一)	
	給水ポンプ	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに	く。）
給水タンク等	給水ポンプの運転の状況	給水タンク等の腐食及び漏水の状況	
目視等により確認す	状況を確認する。	目視等により確認する。	
藻等の異物があるこ	ないこと。	建築基準法施行令第百二十九条の二の四第二項第五号の規定に適合しないこと。	
	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。		

(五)	(四)	
	給湯設備（循環ポンプを含む。）	
ガス湯沸器の取付の状況	給湯設備（ガス給湯器を除く。）の取付けの状況	の内部の状況
目視等又は触診により確認する。	目視等又は触診により確認する。	る。
平成十二年建設省告示第千三百八十八号第二の規定に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び燃焼排ガスの上昇する位置に取り付けていること。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第二の規定に適合しないこと。	と。

三 排 水 設 備			
(三)	(二)	(一)	(六)
排水槽			
排水ポンプの 運転の状況	排水ポンプの 設置の状況	排水漏れの状 況	給湯設備の腐 食及び漏水の 状況
水圧計により測定す るとともに、作動の 状況を確認する。	目視等により確認す る。	目視等により確認す る。	目視等により確認す る。
運転中に異常な音、 異常な振動等がある こと又は定格水圧が ないこと。	取付けが堅固でない こと又は著しい腐食 、損傷等があるこ と。	漏れがあること。	本体に腐食又は漏水 等があること。

(七)	(六)	(五)	(四)
その 衛生器	排水再利用配 管設備（中水 道を含む。）		
衛生器具の取	消毒装置	雑用水タンク 、ポンプ等の 設置の状況	雑用水給水栓 の表示の状況
目視等により確認す	目視等により確認す る。	目視等により確認す る。	目視等により確認す る。
取付けが堅固でない	消毒液がなくなり、 装置が機能しないこ と。	取付けが堅固でない こと又は著しい腐食 、損傷等があるこ と。	昭和五十年建設省告 示第千五百九十七号 第二第六号ニの規定 に適合しないこと。

二項(二)及び(四)から(六)まで並び 前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等					
					(十)
	通気管	他			具
	通気管の状況	間 接 排 水 の 状 況	排 水 の 状 況	付 け の 状 況	
目視等又は嗅診により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	付 け の 状 況	
損傷があること。	損傷があること。	排水が流れていないこと。	排水が流れていないこと。	こと又は損傷があること。	

、
 (は)欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することです。
 次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には

別表第五 防火設備

防火				
(一)				
防火扉	(い) 点検項目	(ろ) 点検事項	(は) 点検方法	(に) 判定基準
閉鎖又は作動の障害となる			目視又はこれに類する方法（以下「目視	物品が放置されていることにより防火扉

<p>一項(一)、二項(一)及び(三)並びに三項(一)、(三)、(六)及び(十)</p>	<p>に三項(一)、(三)、(六)及び(十)を除く。)</p>
<p>前回の点検後にそれぞれ(は)欄に掲げる点検方法と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録</p>	<p>の方法で一級建築士等が実施した点検の記録</p>

(四)	(三)	(二)	
-----	-----	-----	--

状態に 鎖した 常時閉			
固定の状況	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	扉の取付けの状況	物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況
目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	等」という。）により確認する。
常閉防火扉が開放状態に固定されていること。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。	取付けが堅固でないこと。	の閉鎖又は作動に支障があること。

(五)	
ある防 火扉（ 以下「 常閉防 火扉」 とい う。）	人の通 行の用 に供す る部分 に設け る防火 扉（常 閉防火
	作動の状況
	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。
	昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一号の規定に適合しないこと。

	(六)	
	機 連 構 動	
器 熱 感 知 器 及 び 式 感 知 煙 複 合 器、熱 煙 感 知		扉 に あ っ て は 、 各 階 の 主 要 な も の に 限 る。)
	感 知 の 状 況	
同 等 の 方 法 で 実 施 し、 前 回 の 点 検 後 に 状 況 を 確 認 す る。 た だ 器 等 に よ り 感 知 の 状 況 を 確 認 す る。 た だ 煙 試 験 器、 加 熱 試 験 器 等 に よ り 感 知 の 状 況 を 確 認 す る。 た だ 同 等 の 方 法 で 実 施 し、 前 回 の 点 検 後 に 状 況 を 確 認 す る。 た だ	(十六)の項の点検が行 われるもの以外のも のを対象として、加 熱試験器、加熱試験 器等により感知の状 況を確認する。ただ	
	適 正 な 時 間 内 に 感 知 し な い こ と。	

(八)	(七)
-----	-----

御器 連動制	装置 ヒューズ	温度ヒ
況 び表示灯の状	設置の状況	設置の状況
目視等により確認する。	目視等により確認する。	た点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。
スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。	

(十二)	(十一)	(十)	(九)
------	------	-----	-----

備電源 構用予 連動機			
劣化及び損傷 の状況	予備電源への 切り替えの状 況	接地の状況	結線接続の状 況
目視等により確認す る。	常用電源を遮断し、 作動の状況を確認す る。	回路計、ドライバー 等により確認する。	目視等又は触診によ り確認する。
変形、損傷又は著し い腐食があること。	自動的に予備電源に 切り替わらないこ と。	接地線が接地端子に 緊結されていないこ と。	断線、端子の緩み、 脱落又は損傷等があ ること。

(十三)	(十四)	(十五)
------	------	------

容量の状況	自動閉鎖装置 設置の状況	再ロック防止 機構の作動の 状況
予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。
容量が不足していること。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	防火扉が自動的に再閉鎖しないこと。

二				
(一)		(十六)		
防火		総合的な作動 の状況		
設置場				
閉鎖の障害と		防火扉（常閉 防火扉を除 く。）の閉鎖 の状況		
目視等により確認す	煙感知器、熱煙複合 式感知器若しくは熱 感知器を作動させ、 又は温度ヒューズを 外し、全ての防火扉 の作動の状況を確認 する。ただし、連動 機構用予備電源ごと に、少なくとも一以 上の防火扉について 、予備電源に切り替 えた状態で作動の状 況を確認する。			
物品が放置されてい		防火扉が正常に閉鎖 しないこと又は連動 制御器の表示灯が点 灯しないこと若しく は音響装置が鳴動し ないこと。		

(五)	(四)
	る。の に限
<p>ローラチェー ン又はワイヤ ロープの劣化 及び損傷の状 況</p>	<p>軸受け部のブ ラケット、ベ アリング及び スプロケット 又はロープ車 の劣化及び損 傷の状況</p>
<p>目視等、聴診又は触 診により確認する。</p>	<p>目視等、聴診又は触 診により確認する。</p>
<p>腐食があること、異 常音があること若し くは歯飛びしている こと又はたるみ若し くは固着があるこ と。</p>	<p>変形、損傷、著しい 腐食、異常音又は異 常な振動があるこ と。</p>

(八)	(七)	(六)
-----	-----	-----

ケース	ン部	カーテ
劣化及び損傷の状況	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	スラット及び座板の劣化等の状況
目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	防火シャッターを閉鎖し、目視等により確認する。
ケースに外れがあること。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。	スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又はスラットに片流れ若しくは固着があること。

(十一)	(十)	(九)
------	-----	-----

分に設 する部 用に供 通行の	(人の 止装置 危害防 止装置 （人の	まぐさ 及びガ イドレ ール
劣化及び損傷	線の状態	劣化及び損傷 の状況
る。 目視等により確認す	る。 目視等により確認す	る。 目視等により確認す
変形、損傷又は著しい腐食があること。	劣化、損傷又は脱落があること。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。

(十四)	(十三)	(十二)	
------	------	------	--

作動の状況	座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	容量の状況	の状況
防火シャッターの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定	目視等により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下を停止することを確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	ける防 火シャ ッター に係る ものに 限る。
運動エネルギーが十ジュールを超えること、座板感知部が作	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと。	容量が不足していること。	

(十五)	
機 連 構 動	
器、煙 熱 感知	
感知の 状況	
行われるもの以外の (二十五)の項の点検が	し、シャッターカー テンの質量により運 動エネルギーを確認 するとともに、座板 感知部の作動により 防火シャッターの降 下を停止させ、その 停止距離を鋼製巻尺 等により測定する。 また、その作動を解 除し、防火シャッタ ーが再降下すること を確認する。
適正な時間内に感知 しないこと。	動してからの停止距 離が五センチメートル を超えること又は 防火シャッターが再 降下しないこと。

(十六)		
温度ヒューズ装置	設置の状況	煙複合式感知器及び熱感知器
目視等により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又	<p>ものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。</p>

(二十)	(十九)	(十八)	(十七)
------	------	------	------

		連動制 御器	
予備電源への	接地の状況	結線接続の状況	スイッチ類及び表示灯の状況
常用電源を遮断し、	回路計、ドライバー等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。
自動的に予備電源に	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
			は油脂、埃、塗料等の付着があること。

(二十四)	(二十三)	(二十二)	(二十一)	
-------	-------	-------	-------	--

手動閉	自動閉 鎖装置	備電源	連動機 構用予	
設置の状況	設置の状況	容量の状況	劣化及び損傷の状況	切り替えの状況
目視等により確認す	目視等又は触診により確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	目視等により確認する。	作動の状況を確認する。
周囲に障害物があり	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	容量が不足していること。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	切り替わらないこと。

	(二十五)
鎖装置	総合的な作動 の状況
	防火シャッター の閉鎖の状 況
るとともに、必要に 応じて鋼製巻尺等に より測定する。	煙感知器、熱煙複合 式感知器若しくは熱 感知器を作動させ、 又は温度ヒューズを 外し、全ての防火シ ャッターの作動の状 況を確認する。ただ し、連動機構用予備 電源ごとに、少なく
操作ができないこと 、変形、損傷若しく は著しい腐食がある こと又は打ち破り窓 のプレートが脱落し ていること。	防火シャッターが正 常に閉鎖しないこと 又は連動制御器の表 示灯が点灯しないこ と若しくは音響装置 が鳴動しないこと。

		三 耐 火	ク ロ	ス ク	リ ス	ン	
		(一)					(二)
		耐 火	ク ロ	ス ク	リ ス	ン	
		設 置 場	所 の 周	困 状 況			置 駆 動 装
		閉鎖の障害と	なる物品の放	置及び照明器	具、懸垂物等	の状況	ローラチェー ンの劣化及び 損傷の状況
	とも一以上の防火シ ャッターについて、 予備電源に切り替え た状態で作動の状況 を確認する。	目視等により確認す る。					目視等、聴診又は触 診により確認する。
		物品が放置されてい ること等により耐火 クロススクリーンの 閉鎖又は作動に支障 があること。					腐食があること、異 常音があること若し くは歯飛びしている こと又はたるみ若し

(五)	(四)	(三)	
-----	-----	-----	--

ケース	ン部	カーテ	
劣化及び損傷の状況	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	
目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視等により確認する。	
ケースに外れがあること。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	くは固着があること。

(八)	(七)	(六)
-----	-----	-----

分に設 する部 用に供 通行の （人の 止装置 危害防	（人の 線の状態 動中継器の配 危害防止用連	まぐさ 及びガ イドレ ール
劣化及び損傷	劣化、損傷又は脱落 があること。	劣化及び損傷 の状況
る。 目視等により確認す	る。 目視等により確認す	る。 目視等により確認す
い腐食があること。 変形、損傷又は著し	劣化、損傷又は脱落 があること。	まぐさ若しくはガイ ドレールの本体に変 形、損傷若しくは著 しい腐食があること 又は遮煙材に著しい 損傷若しくは脱落が あること。

(十一)	(十)	(九)	
------	-----	-----	--

作動の状況	座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	火クロ ススクリーンに係るものに 限る。	ける耐 火クロ ススク リー ン に 係 る も の に 限 る。	の状況
イ 巻取り式 耐火クロススク リーンの閉鎖時間を	目視等により確認す るとともに、座板感 知部を作動させ、耐 火クロススクリー ンの降下が停止するこ とを確認する。			予備電源試験スイッ チ等进行操作し、目視 等により確認する。
運動エネルギーが十 ジュールを超えるこ と、座板感知部が作	変形、損傷若しくは 著しい腐食があるこ と又は耐火クロスス クリーンの降下が停 止しないこと。			容量が不足している こと。

ストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認す

動してからの停止距離が五センチメートルを超えること又は耐火クロススクリーンが再降下しないこと。

(十二)	
連動	
煙感知	
感知の状況	
(二十一)の項の点検が	<p>る。</p> <p>ロ バランス式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。</p>
適正な時間内に感知	<p>る。</p> <p>運動エネルギーが十ジュールを超えること又は閉鎖力が百五十ニュートンを超えること。</p>

(十三)		
		機構
御器 連動制		器、熱 煙複合 式感知 器及び 熱感知 器
況 び表示灯の状 況		
る。 目視等により確認す る。		行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。
が点灯しないこと。 あること又は表示灯 が点灯しないこと。		しないこと。

(十七)	(十六)	(十五)	(十四)
------	------	------	------

備 電 源	構 用 予	連 動 機			
	の 状 況	劣 化 及 び 損 傷	予 備 電 源 へ の 切 り 替 え の 状 況	接 地 の 状 況	結 線 接 続 の 状 況
	目 視 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 に よ り 確 認 す る。	常 用 電 源 を 遮 断 し、 作 動 の 状 況 を 確 認 す る。	回 路 計、 ド ラ イ バ ー 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 等 又 は 触 診 に よ り 確 認 す る。
	変 形、 損 傷 又 は 著 し い 腐 食 が あ る こ と。	変 形、 損 傷 又 は 著 し い 腐 食 が あ る こ と。	自 動 的 に 予 備 電 源 に 切 り 替 わ ら な い こ と。	接 地 線 が 接 地 端 子 に 緊 結 さ れ て い な い こ と。	断 線、 端 子 の 緩 み、 脱 落 又 は 損 傷 等 が あ る こ と。

(二十)	(十九)	(十八)
------	------	------

手動閉 鎖装置	自動閉 鎖装置	
設置の状況	設置の状況	容量の状況
目視等により確認する。	目視等又は触診により確認する。	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視等により確認する。
周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落し	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	容量が不足していること。

				<p>ていること。</p>
<p>(二十一)</p>	<p>総合的な作動 の状況</p>	<p>耐火クロスス クリーンの閉 鎖の状況</p>	<p>煙感知器、熱煙複合 式感知器又は熱感知 器を作動させ、全て の耐火クロススクリ ーンの作動の状況を 確認する。ただし、 連動機構用予備電源 ごとに、少なくとも 一以上の耐火クロス スクリーンについて 、予備電源に切り替 えた状態で作動の状 況を確認する。</p>	<p>耐火クロススクリ ーンが正常に閉鎖しな いこと又は連動制御 器の表示灯が点灯し ないこと若しくは音 響装置が鳴動しない こと。</p>

レ ン	「ド	以下	備 （	火 設	る 防	成 す	を 形	水 幕	他 の	そ の	ヤ ー	ン チ	ド レ	四
		(四)			(三)			(二)						(一)
											等	ヤ ー	ン チ	ド レ
	備	排水設		開閉弁	ツド	散水へ					困状況	所の周	設置場	
		排水の状況		開閉弁の状況	設置の状況	散水ヘッドの					物等の状況	器具及び懸垂	なる物品の放	作動の障害と
	イ	次に掲げる方法のい ずれかによる。 放水区域に放水		目視等により確認す る。	る。	目視等により確認す							る。	目視等により確認す
		排水が正常に行われ ないこと。		変形、損傷又は著し い腐食があること。		塗装又は異物の付着 等があること。					支障があること。	ン チ ヤ ー 等 の 作 動 に	る こ と 等 に よ り ド レ	物品が放置されてい

チャ
等
と
い
う。

(五)

水源

貯水槽の劣化
及び損傷、水
質並びに水量

目視等により確認す
る。

することができ
る。場合にあつては、
放水し、排水の状
況を目視等により
確認する。
ロ 放水区域に放水
することができな
い場合にあつては
、放水せず、排水
口のみつまり等を目
視等により確認す
る。

変形、損傷若しくは
著しい腐食があるこ
と、水質に著しい腐

(八)	(七)	(六)	
-----	-----	-----	--

		加圧送水装置			
況	結線接続の状	況	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	況	給水装置の状
り	目視等又は触診によ		況 目視等又は作動の状 により確認する。	る。	目視等により確認す
脱落又は損傷等があ	断線、端子の緩み、		スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと。	い腐食があること。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
					敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。

(十一)	(十)	(九)	
------	-----	-----	--

加圧送水装置 用予備電源へ	ポンプ及び電 動機の状況	接地の状況	
常用電源を遮断し、 作動の状況を確認す	目視等又は触診によ り確認する。	回路計、ドライバー 等により確認する。	確認する。
自動的に予備電源に 切り替わらないこ	回転が円滑でないこ と、潤滑油等が必要 量ないこと、装置若 しくは配管への接続 に緩みがあること又 は基礎への取付けが 堅固でないこと。	接地線が接地端子に 緊結されていないこ と。	ること。

(十四)	(十三)	(十二)	
------	------	------	--

の切り替えの状況	加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	加圧送水装置用予備電源の容量の状況	圧力計、呼水槽、起動用圧カスイッチ等の付属装置の
る。	目視等により確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	目視等又は作動の状況により確認する。
と。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	容量が不足していること。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。

(十六)	(十五)	
煙感知器、熱式感知器及び熱感知器（火災感知用ヘツド等の感知装置を含む。）	煙感知器、熱式感知器、熱式感知器及び熱感知器（火災感知用ヘツド等の感知装置を含む。）	連動機構
感知の状況	設置位置	状況
(二十五)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。 煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号二(二)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号二(二)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。

(十八)	(十七)	
	制御器	
況 結線接続の状	況 スイッチ類及び表示灯の状	
目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。	状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。
断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	

(二十一)	(二十)	(二十)	(十九)
-------	------	------	------

容量の状況	備電源 構用予 連動機 の状況	予備電源への 切り替えの状 況	接地の状況
予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	目視等により確認する。	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	回路計、ドライバー等により確認する。
容量が不足していること。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。

(二十五)	(二十四)	(二十三)
総合的な作動 の状況	手動作 動装置	自動作 動装置
ドレンチャー 等の作動の状	設置の状況	設置の状況
次のいずれかの方法 により全てのドレン	目視等により確認す る。	目視等又は触診によ り確認する。
ドレンチャー等が正 常に作動しないこと	周囲に障害物があり 操作ができないこと 、変形、損傷若しく は著しい腐食がある こと又は打ち破り窓 のプレートが脱落し ていること。	取付けが堅固でない こと又は変形、損傷 若しくは著しい腐食 があること。

況

チャ―等の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャ―等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。

イ 放水区域に放水することができ、場合によっては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法

又は制御盤の表示灯が点灯しないこと。

この告示は、令和七年七月一日から施行する。

附 則

ロ 放水区域に放水 することができな い場合にあつては 、放水試験による 方法